

別 紙

答申乙第3号

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった行政文書を、次の部分について開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

- (1) 建築士事務所立入検査の際の立会者（A社）の主張に係る情報のうち、異議申立人も了知しているであろう事実や一般的に公表が了承されていると判断できる情報
- (2) 検査内容の表題

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成12年8月14日付けで「県土木部建築宅地課が平成9年10月16日に行ったA社への事務所立ち入り検査記録」について、自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の内容として、「土木部建築宅地課が平成9年10月16日に行った建築士事務所立入検査結果及び請求者で行った面談記録」のうち異議申立人に係る部分（以下「本件行政文書」という。）を特定し、これを部分開示するとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件非開示部分について開示をしない理由を次のとおり付して、平成12年8月28日、異議申立人に通知した。
条例第14条第4項第8号該当
- 3 異議申立人は、平成12年8月31日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び審査会における意見陳述において主張している異議申立ての内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての背景事情等について

異議申立人の夫は、平成8年にA社と住宅建築に係る請負工事契約を締結したが、基礎工事の段階において、手抜き工事である旨を申し入れたところ、何らの対応もされなかったことから、A社を被告とする民事訴訟を提起した。については、本件行政文書を現在係争中の訴訟に提出したいと考えている。

(2) 本件処分が違法又は不当であることについて

ア 自己の情報であるにもかかわらず、部分開示、それも大部分が非開示という処分は疑問であり、その処分理由は違法不当である。

イ 「正当な利益」の名のもとに、業者の守られるべきでない利益まで守ることができるというのなら、それは条例の解釈を誤っており、ひいては、そのような解釈とならないよう条例の改正が必要である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が処分理由説明書、審査会における意見陳述において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書は、建築士法第26条の2の規定に基づき行った立入検査の報告書であるが、その中には、客観的な事実や当事者間に争いがない事柄以外に、異議申立人からの相談に関連した部分に対するA社の主張が含まれている。なお、A社の主張に係る部分については、実施機関において、その事実関係を確認したものではなく、また、文章化したあとにA社の確認を得たものでもない。

(2) 立入検査の場で、A社から任意に提供された情報は、第三者に知らされな

いという信頼関係のもとで提供されたものであり，これを開示することは信頼関係を損なうものであることから，今後の県が行う検査業務の円滑な執行に支障が生ずる。

(3) 以上のことから，A社の主張に係る部分を開示することにより，建築士事務所立入検査を受けた法人の正当な利益を損なうおそれがあり（条例第14条第4項第4号），また，県の行う検査業務の円滑な執行に支障を生ずるおそれがある（同条同項第8号）ことから，当該部分を非開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は，実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより，個人情報の適正な取り扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り，もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり，自己情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は，この原則開示の理念に立って，条例を解釈し，以下判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

(1) 本件行政文書と異議申立人との関係について

平成8年にA社と住宅建築に係る請負工事契約を締結したのは，異議申立人の夫であり，また，その者が現在係争中の訴訟の原告となっている。

ところで，今回の異議申立人はA社と請負工事契約を締結した夫ではなく，妻であり，実施機関は妻からの本件開示請求に対し，本件処分を行っている。

これは，実施機関において，夫よりむしろ妻である異議申立人が以前からA社との問題で県と交渉し，県に苦情を申立てていた事実から，本件に関しては，妻は夫の情報を共有していると考え，本件処分を行ったものであり，その判断は妥当である。

(2) 建築士法に基づく立入検査について

建築士法（昭和25年法律第202号）は、「建築物の設計，工事監理等を行う技術者の資格を定めて，その業務の適正をはかり，もって建築物の質の向上に寄与させることを目的」（同法第1条）とし，また，建築士事務所について登録を受けようとする者に対し，都道府県知事への登録を義務づけ（同法第23条の2），都道府県知事に建築士事務所に対する監督処分を行う権限（同法第26条）及び報告を求め又は検査を行う権限を与えている（同法第26条の2）。

建築士事務所の立入検査は，建築士法の各条項違反の事実関係の確認等，建築士法の施行に関し必要があるときに，事実を究明するために行われるものである。

(3) 本件行政文書の内容について

本件行政文書は，土木部建築宅地課が，異議申立人の要請に基づき行った建築士事務所立入検査結果のうち異議申立人に係る部分及び同課が異議申立人と行った面談記録である。なお，本件処分において開示しないこととされた情報は，立入検査の際のA社の主張に係る部分である。

3 条例第14条第4項第4号及び第8号の適用について

実施機関は建築士事務所立入検査を受けた法人の正当な利益を損なうおそれがある（条例第14条第4項第4号），また，県の行う検査業務の円滑な執行に支障を生ずるおそれがある（同条同項第8号）ことを理由にA社の主張に係る部分を非開示としている。

この場合，実施機関は本件処分において，第8号のみを非開示処分の理由とし，審査会の意見陳述において，第4号を新たに非開示処分の理由として追加したものであるので，第8号の該当性を先に検討する。

4 条例第14条第4項第8号の該当性の検討

条例第14条第4項第8号は，「県の機関又は国等の機関が行う検査，監査，取締り，争訟，交渉，渉外，入札その他の事務事業に関する情報であつて，当該事務事業の性質上，開示することにより，当該事務事業若しくは将来の同種

の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるとき」、当該個人情報を開示しないことができる旨規定している。

ところで、建築士法第26条の2の規定に基づく検査については、「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者」は同法第36条で20万円以下の罰金に処するという制裁規定があることから、本件情報を開示したとしても、今後被調査業者が正直に事実を報告しないなど、建築士事務所の指導・監督に支障が生じることはないとも考えられる。しかし、立入検査の場で任意に提供された情報には、第三者に知らされないという信頼関係のもとで提供される情報もある。そのような情報が無限定に第三者に開示されることになると、今後の立入検査において相手方が守秘的な姿勢を示すなど、任意の協力が得られなくなり、県の行う検査業務の円滑な執行に支障を生ずるおそれが出てくることが十分に予想される。本件行政文書においては、明らかにA社の任意の協力のもとに提供された情報が含まれており、当該部分は上記の理由により、条例第14条第4項第8号に該当するものと認められる。

しかしながら、検査の相手方であるA社の主張に係る部分であっても、異議申立人も了知しているであろう事実や一般的に公表が了承されていると判断できる情報については、それを開示したとしても、A社との信頼関係を損なうものではなく、県の行う検査業務の円滑な執行に支障を生ずるものとは考えられない。

また、検査内容の表題については、これを開示したとしても、今後の検査業務の円滑な執行に支障を生じるとは考えられない。

5 条例第14条第4項第4号の該当性の検討

条例第14条第4項第4号は、「法人等に関する情報又は個人が営む事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるとき」、当該個人情報を開示しないことができる旨規定している。

そこで第8号の非開示理由に該当せず開示すべき部分に、第4号を根拠に非開示とすべき部分があるかどうか検討したところ、そのような部分がないので、

第4号は上記第5の4の開示・非開示の判断に影響を与えないと考える。

6 結論

以上4及び5を十分に踏まえ、実施機関が非開示と判断した部分について審査会が行った判断は、別表1のとおりである。

したがって、異議申立ての対象となった情報のうち、2ページ 欄の4行目5文字目から18文字目まで、 欄の4行目31文字目から5行目文末まで、表題、 欄の1行目行頭から2行目文末まで、表題、表題、 欄の1行目行頭から38文字目まで、表題、 欄の1行目行頭から32文字目まで、 欄の2行目21文字目から4行目文末まで、表題、 欄の1行目行頭から16文字目まで、のA社の主張を非開示とした決定は妥当ではないが、その他の部分を非開示とした決定は妥当である。

7 その他

実施機関は本件処分において、開示しない理由として「条例第14条第4項第8号該当」とのみ記載しているが、該当号のみの記載では理由付記としては充分でなく、具体的に支障があることを表記すべきである。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表1 実施機関が非開示と判断した部分に対する審査会の判断

ページ	本件開示請求に係る立入検査結果の該当部分	審査会の判断	
		結論	判断の根拠
2	欄の4行目5文字目から18文字目まで	開示	異議申立人も了知しているであろう事実
	欄の4行目19文字目から30文字目まで	非開示	A社の任意の協力のもとに提供された情報であり、事務事業の執行に支障が生じるおそれあり(第8号)
	欄の4行目31文字目から5行目行末まで	開示	異議申立人も了知しているであろう事実
	表題	開示	事務事業の執行に支障なし
	欄の1行目行頭から2行目文末まで	開示	一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	表題	開示	事務事業の執行に支障なし
	欄の1行目行頭から11行目文末まで	非開示	A社の任意の協力のもとに提供された情報であり、事務事業の執行に支障が生じるおそれあり(第8号)
	表題	開示	事務事業の執行に支障なし
	欄の1行目行頭から38文字目まで	開示	異議申立人も了知しているであろう事実
	欄の1行目39文字目から3行目文末まで	非開示	A社の任意の協力のもとに提供された情報であり、事務事業の執行に支障が生じるおそれあり(第8号)
	表題	開示	事務事業の執行に支障なし
	欄の1行目行頭から32文字目まで	開示	異議申立人も了知しているであろう事実
	欄の1行目33文字目から2行目20文字目まで	非開示	A社の任意の協力のもとに提供された情報であり、事務事業の執行に支障が生じるおそれあり(第8号)
	欄の2行目21文字目から4行目文末まで	開示	異議申立人も了知しているであろう事実
	表題	開示	事務事業の執行に支障なし
	欄の1行目行頭から16文字目まで	開示	異議申立人も了知しているであろう事実
欄の1行目17文字目から3行目文末まで	非開示	A社の任意の協力のもとに提供された情報であり、事務事業の執行に支障が生じるおそれあり(第8号)	

(注1) 2ページとは、「建築士事務所立入検査結果」中、行頭に「(異議申立人)の件での検査内容」の部分とあるページである。

(注2) 欄の行目とは表題を含まず、行数を順次カウントしたものである。ただし、一切記録のない行についてはカウントしていない。

(注3) 文字目とは、1行中に記録された文字を左詰めにした場合、一番左の文字から1文字目とし、順次カウントしたものである。なお、句読点は1文字としてカウントしている。

別表 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
1 2 . 9 . 1 4	諮問を受けた。(諮問乙第3号)
1 2 . 1 0 . 2 7 (第33回審査会)	事案の審議を行った。
1 2 . 1 1 . 2 8 (第34回審査会)	実施機関(土木部建築宅地課)から開示決定等の理由を聴取した。 事案の審議を行った。
1 3 . 1 . 1 9 (第35回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。 事案の審議を行った。
1 3 . 2 . 2 3 (第36回審査会)	事案の審議を行った。
1 3 . 3 . 2 6 (第37回審査会)	事案の審議を行った。
1 3 . 4 . 2 4 (第38回審査会)	事案の審議を行った。
1 3 . 5 . 2 2 (第39回審査会)	事案の審議を行った。